

財団法人建材試験センター	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号友泉茅場町ビル	平成十二年十月三日
財団法人日本住宅・木材技術センター	東京都港区赤坂二丁目二番十九号	東京都港区赤坂二丁目二番十九号アドレスビル	平成十二年十月三日
財団法人建築環境・省エネルギー機構	東京都千代田区二番町四番地五	東京都千代田区二番町四番地五相互二番町ビルディング	平成十二年十月三日

2 指定住宅型性能認定機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

第三章第二節中第八十二条の次に次の一条を加える。

(指定試験機関)

第八十二条の二 指定試験機関のうち、民法第三十四条の規定により設立された法人の名称及び住所、試験の業務を行う事務所の所在地並びに試験の業務の開始の日は、次のとおりとする。

名 称	住 所	試験の業務を行う事務所の所在地	試験の業務の開始の日
財団法人ベタリーピング	東京都千代田区二番町四番地五	東京都千代田区二番町四番地五相互二番町ビルディング	平成十二年八月一日
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	一 東京都港区虎ノ門三丁目二番三十森ビル 二 大阪府大阪市中央区常盤町一丁目三番八号中央大通りF Nビル	平成十二年八月一日
財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	大阪府大阪市中央区南新町一丁目二十三番八号ヤマハラビル	平成十二年十月三日
財団法人建材試験センター	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号友泉茅場町ビル	平成十二年十月三日
財団法人建築環境・省エネルギー機構	東京都千代田区二番町四番地五	東京都千代田区二番町四番地五相互二番町ビルディング	平成十二年十月三日

2 指定試験機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所、試験の業務を行う事務所の所在地並びに試験の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

(建築士法施行規則の一部改正)

第十二条 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条の十三」を「第十七条の十四」に、「第二章の二 工事監理報告書(第十七条の十四)」を「第二章の二 工事監理報告書(第十七条の十五)」に改める。

「第二章の二 工事監理報告書(第十七条の十五)」を「第二章の三 建築設備士(第十七条の十六・第十七条の十七)」に改める。

第二章の四 講習(第十七条の十八)

第二章の二中第十七条の十四を第十七条の十五とする。

第十七条の十三中「法第十五条の四第一項及び第三項、法第十五条の十三第二項」に「並びに」を「及び」に、「で告示する」を「に掲載する」に改め、第二章中同条を第十七条の十四とする。

第二章中第十七条の十二の次に次の一条を加える。

(中央指定試験機関)

第十七条の十三 中央指定試験機関の名称及び住所、一級建築士試験事務を行う事務所の所在地並びに一級建築士試験事務の開始の日は、次のとおりとする。

名 称	住 所	一級建築士試験事務を行う事務所の所在地	一級建築士試験事務の開始の日
財団法人建築技術教育普及センター	東京都港区赤坂六丁目十一番一号	東京都港区赤坂六丁目十一番一号	昭和五十九年一月一日

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の三 建築設備士

(建築設備士)

第十七条の十六 法第二十条第三項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「建築設備士」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

イ 建築設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験として国土交通大臣が指定するものに合格した者であること。

ロ 過去五年以内に建築設備に関する技術水準の向上に対応するために必要な知識及び技能を修得させることができるものとして国土交通大臣が指定する講習を修了した者であること。

ただし、前号の試験に合格した後五年を経過していない者にあつては、この限りでない。

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

三 前項第一号イの規定による試験の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する試験について行う。

一 職員、試験の実施の方法その他の事項についての試験の実施に関する計画が試験の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験が不公平になるおそれがないこと。

3 第一項第一号イの規定による指定を受けた試験を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験の名称は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地	試験の名称
財団法人建築技術教育普及センター	東京都港区赤坂六丁目十一番一号	建築設備士試験

4 第一項第一号ロの規定による講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。

一 職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。